

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 35号

発行：2013年3月15日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oon/>

第23回口頭弁論が開かれました



報告集会で熱心に報告を受ける原告のみなさん



報告集会で挨拶する同長



口頭弁論に結集した原告の方々

以上の「準備書面」が提出され、弁論による補正弁論が行われました。内容の要旨は次の通りです。また、閉廷後「報告集会」を休止し、報告集会を休止し、「低周波音の被害」について弁論した北村 亮典弁護士に口頭弁論の内容について説明をいただきました。なお、下記弁論の要旨の執筆も北村弁護士にご協力いただきました。

・「被害賠償額」
・「被害の必要性」
・「被害の程度」
・「被害の賠償額」
・「被害の程度」
・「被害の賠償額」
・「被害の程度」

・「被害の賠償額」
・「被害の程度」
・「被害の賠償額」
・「被害の程度」
・「被害の賠償額」
・「被害の程度」

・「被害の賠償額」
・「被害の程度」
・「被害の賠償額」
・「被害の程度」
・「被害の賠償額」
・「被害の程度」

・「被害の賠償額」
・「被害の程度」
・「被害の賠償額」
・「被害の程度」
・「被害の賠償額」
・「被害の程度」

・「被害の賠償額」
・「被害の程度」
・「被害の賠償額」
・「被害の程度」
・「被害の賠償額」
・「被害の程度」

・「被害の賠償額」
・「被害の程度」
・「被害の賠償額」
・「被害の程度」
・「被害の賠償額」
・「被害の程度」

第23回口頭弁論が開かれました

第23回口頭弁論について

解説：北村 亮典弁護士

平成25年2月27日に開かれた弁論期日では、8つの準備書面（①低周波音被害について、②健康被害について、③損害賠償額の増額について）を裁判所に提出し、それぞれ、その執筆を担当した弁護士が法廷で骨子を述べました。以下、提出した3つの書面の内容について説明します。

《低周波音による被害について》

《弁論：北村 亮典弁護士》



1、低周波音被害について（準備書面28、北村亮典弁護士より説明）
準備書面28は、低周波音被害について主張した書面になります。低周波音による被害については、これまで、WHOや環境省の調査によって指摘されているところでありましたが、平成22年の普天間基地訴訟判決において「本件航空機騒音に低周波音が含まれることにより」「その精神的苦痛が等しく増大されているというべきである」と判断され、裁判所によって、航空機騒音に含まれる低周波音による被害が認められるに至りました。

厚木基地においても、プロペラ機である自衛隊のP-3Cやヘリコプターが多数配備され、毎日のように基地周辺を飛行しています。これらプロペラ機、ヘリコプターの騒音には、非常に高いレベルの低周波音が含まれており、厚木基地周辺の住民はこの高レベルの低周波音に日常的に曝されていることによって、心身に対する騒音被害が一層深刻化しているという状態にあります。本書面は、このような低周波音被害について明らかにするものであります。

低周波音による被害というのは、大きく分けると2つ、人の心身に対する影響と物に対する影響に分かれます。

心身に対する影響というのは、低周波音が聞こえたり感じられたりすると、気分がイライラする、胸や腹を圧迫されるような感じがする、頭痛、耳鳴りがする、眠れないといった被害です。その特徴は、「うるささ」や「やかましさ」と同時に、体に対する「圧迫感や振動感」を伴うことであると指摘されています。

もっとも、このプロペラ機などから発せられる低周波音については、通常の騒音とは異なり、規制基準や環境基準は未だ定められていません。そこで、どの程度の数値を超えていれば、低周波音によって受忍限度を超える被害を被っていると言えるか、という点が問題となります。

低周波音については、環境省は、心身に対する苦痛の原因が低周波音によるものかどうかを判断する「参照値」というものを発表しています。また、公害等調整委員会の実務において重視されている基準として「気になる気にならない曲線」の評価値というものがあります。これは、簡潔に言えば、被験者の50%が気になると感じ始める最低レベルの音圧レベルを算出するという実験を行って得られた数値曲線です。この数値は、先ほど述べた環境省の参照値よりも高い数値となっています。

従って、この「気になる気にならない曲線」の評価値を超えた音圧レベルの低周波音が測定された場合には、その低周波音によって不快感をもつ者が発生し、かつ、その確率が50%に達するものと推定されるので、低周波音により受忍限度を超えた損害が発生したものと評価されると思います。この考え方は、先に述べた普天間基地訴訟判決と同旨であります。

では、厚木基地周辺を飛行するプロペラ機やヘリコプターの騒音に含まれる低周波音の数値はこの数値を超えているかどうか、ということですが、我々は昨年8月に、2日間渡って厚木基地周辺を飛行する航空機の低周波音の測定をして、その数値の分析を行いました。

その結果、厚木基地周辺を飛行するプロペラ機、ヘリコプターから発生する低周波音は、「気になる気にならない曲線」の評価値を大きく超えるレベルであったことが明らかとなりました。

したがって、原告らが訴える心身への被害というものは、厚木基地周辺を飛行するプロペラ機及びヘリコプターがまさか低周波音の影響によるものというべきであると考えます。

低周波音の被害というのは、心身に対する被害の他に、雑音や家具のたつきによる物的被害があります。これは、音は聞こえない、もしくは聞こえにくいにも拘らず戸や窓がガクガクするというものです。この雑音のたつき音によって、不安感や不快感が発生します。この低周波音の物的被害についても、環境省は、低周波音が原因であるか否かを判断する「参照値」を設定しています。

そして、先に述べた、測定結果によれば、その低周波音は、参照値を超えるレベルで発生していることが明らかとなっています。

したがって、プロペラ機やヘリコプターの騒音に含まれる高レベルの低周波音によって相当程度の頻度で相当割合の器具等ががたついていることが認められ、これにより、原告らが精神的苦痛を被っていることは明らかであると云えます。

以上述べてきたとおり、航空機騒音の被害というものは騒音によるものだけではなく、プロペラ機やヘリコプターによる低周波音被害というものが発生していて、これが、ジェット機による騒音と相まって原告らの精神的苦痛を増大させている、という事実を裁判所に強く訴えました。

《健康被害について》

弁論：岡守 麻紀子弁護士

2. 健康被害について（準備書面29。岡守麻紀子弁護士より説明）

準備書面29は、健康被害に関して主張した書面です。昨年、厚木基地の航空機騒音によってどれだけの健康が損なわれているかについて、京都大学の松井准教授による意見書が提出され、裁判所において証人尋問も行われましたが、本書面は、その意見書及び証言の内容に基づき、厚木基地周辺地域における航空機騒音による住民の健康損失の実態を明らかにするものです。また、原告の一部、110名の「診断書」も提出しました。

具体的には、WHOが2011年に公表した「環境騒音による疾病負担」に基づき「障害調整生存年(DALY: disability-adjusted life years)」という指標を用いて、厚木基地周辺の航空機騒音による健康損失の実態を明らかにしました。

DALY(障害調整生存年)とは、一定の地域における、死亡や病気による障害による健康損失の総量を評価しようとする指標であり、保健政策や環境政策の優先順位を決める際の指標として開発されたものであり、他の健康評価項目のDALYと比較することで、対象となっている健康評価項目の重要性、損失の重大性を判断することができます。

松井利仁証人は、厚木基地周辺の航空機騒音による健康損失と、我が国全体の他の環境要因たる道路交通事故による健康損失、ないし、我が国全体の疾患による健康損失と比較・検討しました。

その結果は、以下のとおりとなりました。

(1) WECPNL7.5以上の地域全体のDALYは4,187年であり、我が国全体におけるHIV(エイズ)によるDALY3,000年を上回っている。したがって厚木基地周辺では、航空機騒音により、我が国全体におけるHIV(エイズ)による健康損失以上の損失が、生じている。

(2) 人口100万人あたりに換算したDALYの値を比較すると、WECPNL7.5以上の地域全体の換算したDALYは6,494年である。これは、虚血性心疾患の換算したDALY値4,581年を上回っており、脳血管疾患の換算したDALY値8,985年に近い値である。つまり、WECPNL7.5以上の地域では、人口100万人あたりで、脳血管疾患や虚血性心疾患による我が国全体の健康損失を100万人あたりに換算した値と同程度の健康損失が、合計に、追加的に発生している。

(3) 厚木基地周辺のWECPNL9.5以上の地域における航空機騒音によるDALYの人口100万人あたりに換算したDALY値は15,015年である。この値は、我が国の「がん(悪性新生物)」を人口100万人あたりに換算したDALY値18,975年に匹敵する値である。このことは、WECPNL9.5以上の地域では、我が国全体でのがんによる健康損失と同程度の健康損失が、航空機騒音によって、合計に、追加的に発生しているということである。

以上のとおり、今般、厚木基地の航空機騒音による住民の健康損失という衝撃的な事実が明らかになっており、もはや裁判所は、手を挟いて事態を傍聴していることは許されない事態に陥っているということを主張しました。

口頭弁論弁論終了後、第36回 進行協議が開かれました

『5月に「現地検証」を実施、いよいよ結審も間近?』

2月27日(水)、第23回口頭弁論終了後午前11時過ぎから「第36回進行協議」が横浜地裁707号法廷で開かれました。裁判長から原告と被告・国双方の書面や居住陳述書の残りなどの証拠書類の進捗状況の確認がされました。

さらにその後、「現地検証の実施」について協議を行い5月に行うことが決定されました。被告・国からは検証時に「防音工事の効果確認」も行いたいとの要望が出されました。検証実施にあたっての詳細日程や内容などは今後詰めていくこととなります。この現地検証が終わりますと裁判も結審へと向かっていくものと思われます。

現地検証の詳細が決定次第、原告の皆さんにご協力を要請致しますのでよろしくご対応方をお願い致します。

《損害賠償額の増額について》

弁論：宇野 真由美弁護士

3 損害賠償額の増額について（準備書面30。宇野真由美弁護士より説明）

準備書面30は、航空機騒音の慰謝料は根本的に見直されなければならない、ということを主張した書面です。

これまで航空機騒音による損害賠償をめぐる裁判例は、横浜地裁訴訟、嘉手納基地訴訟、小松基地訴訟等を含め20件以上存在しますが、その損害賠償額については、現時点で最も新しい基地騒音訴訟である普天間基地控訴審判決（福岡高裁那覇支部平成22年7月29日判決）を除いて、ほとんどの判決がWECPNL（以下、「W値」という）7.5を超える被害住民に対し月額3,000円を基礎額として、W値が5増すごとに月額3,000円の賠償金を積み増すという方法を採用してきています。

しかし、そもそも月額3,000円は、一口当たりわずか100円程度からの賠償額に過ぎず、何ら合理的根拠を有するものではありません。航空機騒音が住民生活に与える多大な影響、被害の重大性と広範囲にわたる被害の深刻さ等の実態を踏まえれば、認められる賠償額は月額2万円を下回ることは到底あり得ず、過去の判例で示された損害賠償の範囲、程度、金額等はもはや妥当性は認められず、これに固執することは最早許されないと云うべきです。

また、近時、航空機騒音以外的人格権侵害に対する裁判例では、賠償としての慰謝料額が明らかに高額化してきており、交通事故関係訴訟における慰謝料額なども同様です。このような慰謝料高額化の傾向に加え、これまでの物価上昇の推移やいわゆる米軍思いやり予算の増大といった社会的背景をも合わせ検討してみるならば、司法救済の場においては、基地訴訟における人格権侵害による精神的被害に対する賠償だけが、大きく取り残されています。

このような経緯の中で普天間基地控訴審判決は、従来の裁判例にとらわれず、原告住民らの被害実態や交通事故における慰謝料の高額化等を考慮して、賠償基準額の増額（従来の倍額）を認めるに至りました。

同基地訴訟における被害実態からすれば、この認容額はまだまだ不十分ではありますが、一方で、同判決は、航空機騒音による被害実態を適正に評価すれば従来の損害賠償の水準は救済救済としてもはや妥当しないことを如実に示し、また、このような普天間基地控訴審判決の姿勢は固定化された判例の判断を数歩進めるものであって、今後の判決においても十分参考となるものです。

本件訴訟で明らかとなった厚木基地周辺住民である原告らの被害実態からすれば同判決の認容額ですら未だ不十分であり、航空機騒音による人格権侵害による損害賠償額は、その認容方法・額ともに根本的に見直しが必要、かつ改められなくてはならない、ということを強く訴えました。

次回(第24回)口頭弁論について

・口頭弁論期日 5月8日(水) 午前10時00分～
・集合時間・場所 午前9時00分 横浜スタジオ前

*これまでより、時間が30分早くになっています
集合時間を、お間違いないように気をつけて下さい

*傍聴参加ご希望の方は、4月30日(火)までに支部長
または事務所へお申し込み下さい

事務所の5月連休体制

訴訟回事務所の5月連休体制は次の通りです

4月	27	28	29	30		
	土	日	月	火		
	休	休	休	出		
5月	1	2	3	4	5	6
	水	木	金	土	日	月
	出	出	休	休	休	休

繰り返しの要請も無視！！ 海上自衛隊次期固定翼哨戒機 (P-1) 厚木基地配備へ



去る、2月15日(金)、南関東防衛局が大和市長を訪問し、「平成24年度末に『自衛隊次期固定翼哨戒機P-1(ジェット機)2機の配備を開始し、平成28年度末までに12機を厚木基地に配備する』という内容の説明を行いました。

今月中にも正式配備されようとしています。
P-1配備をめぐるこれまでの経緯を振り返って見ますと、2007年10月、防衛省は、自衛隊対潜哨戒機P-3C(プロペラ機)の老朽化により、厚木基地でXP-1固定翼哨戒機(ジェット機)の装備品等の性能評価のための乗り入れを開始すると大和市などに通知してきました。
しかし、昭和46年、当時の防衛施設庁は、大和市と綾瀬市に対し、ジェットエンジンを主たる動力とする飛行機は緊急やむを得ない場合を除き使用しません」という文書(通称「46文書」)で約束をしていました。
第四次訴訟団では、厚木基地や支隊団地とともに、防衛省や海上自衛隊、大和市や綾瀬市に対して、「新たな爆音を容れず」「46文書を守れ!」と、乗り入れの撤回や配備計画の断念を求める行動を繰り返して行ってきました。

にもかかわらず、試作機XP-1(=P-1)は、2008年9月と11月に厚木基地へ乗り入れて来ました。

2010年2月には、「平成22年(2010年)度から関連施設を整備し、平成23年度末(2011年)にP-1を厚木基地に配備する」と通知してきました。

そのような中、2011年8月、「地上静試験機にひび割れが発覚、不具合が発見され配備は先送り」というニュースが飛び込んできました。

私たちは再度にわたり防衛省に対して、P-1の安全性について確認し、原因究明と飛行中止を申し入れて参りましたが、防衛省は私たちの「安全・安心」が優先される対応をとってきませんでした。
そして今回の配備通告です。

3月6日(水)、福島 みずほ 社民党党首(参議院議員)同行のもと、訴訟団・爆音被害者らで南関東防衛局へ配備撤回の要請行動を行いました。

対応した 山本 達夫局長は、「46文書」との関連を問いつつ、「46文書は尊重する。しかし我が国の安全保障環境を踏まえ、P-3Cに比べ大きく性能を向上させ、安全性・静粛性に優れたP-1を配備することとしたものである」との見解を示した。

これに対し、福島 みずほ 社民党党首は参院上の立場から「法的に協定を一方的に破棄することはできない」と強調しましたが、山本局長は「地元の協力、理解を得たい」と答えるのみでした。第四次訴訟団は引き続き厚木基地とともに「46文書」を遵守するよう求め、配備撤回を要請し続けていきます。

〔注〕 その後南関東防衛局は、3月12日(火)大和市、綾瀬市に対して3月末までに厚木基地へ2機を配備すると通告してきました。

オスプレイよいよ本土(四国)で訓練開始 近々厚木基地への飛来も



昨年7月、岩田基地に初めて陸揚げされ、その後、配備された普天間基地を拠点に沖縄で飛行訓練を行っていた米軍新型輸送機オスプレイが、3月6日(水)から8日(金)まで岩田基地を拠点にして、本土での低空飛行訓練を開始する。と去る、2月28日(木)在日米軍司令官が記者会見で発表しました。

3月4日(月)夜の防衛省の通告では、低空飛行訓練ルートのうち九州の「イコールート(大分～福岡～熊本～宮崎)」で行うとのことでしたが、5日(火)に急遽、四国上空の「オレンジルート(和歌山～徳島～高知～愛媛)」に変更され、3機のオスプレイが3日間をわたり訓練飛行を行った。7日(金)には夜間飛行訓練を行い愛媛県上空を通過し、四国から和歌山方面を飛行したものと見られ、午後8時30分頃岩田基地に戻った。

本土訓練に関しては今後、厚木基地やキャンプ吉士を拠点に行われることは周知の事実で、厚木への飛来は時間の問題でしょう。

米軍再編『艦載機の岩田移駐を3年延期』 原告団と弁護団で抗議声明

2006年5月1日、日米両政府は米軍再編で「2014年までに厚木基地の艦載機59機を岩田基地へ移駐すること」を合意してきましたが、2013年1月24日、防衛省は「艦載機の岩田移駐を3年延期する」と神奈川県と関連自治体に通告しました。

四次訴訟団と弁護団は、もともと国内での爆音被害のたらい回しではなく、根本的な爆音被害の解消を強く求めてきました。

岩田基地周辺住民への爆音被害の押しつけを望んでいたものではありませんが、今回延期されたことで、厚木基地の爆音解消のために抜本的解決策を見いださず、艦載機の移駐という公約さえ守れない政府の無策に強く抗議、原告団と弁護団で抗議声明を出しました。1月25日に南関東防衛局へ役員とともに同行した中野弁護団長は、「爆音をなくしてほしいことが前提で、裁判では飛行禁止を求めている。3年延びると禁止裁判決を出す、ということになる。」と爆音解消の解決策を速やかに構築するよう強く求めました。

抗議文書

2013年1月25日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
外務大臣 岸田 文彦 様
防衛大臣 小野寺 五典 様
法務大臣 谷川 祐一 様

厚木基地爆音防止期成同盟会長
第四次厚木爆音訴訟原告団長
徳田 榮治
第四次厚木爆音訴訟原告団長
中野 新

米軍再編に基づく艦載機の岩田移駐計画延期について
国の無策に対する抗議声明

昨日、厚木基地から岩田基地への艦載機59機の移駐計画の延期が延期されるとの通告が神奈川県と関連自治体になされた。

厚木基地爆音防止期成同盟、第四次厚木爆音訴訟原告団及び弁護団としては、もともと岩田基地周辺住民への爆音被害の押しつけを望んでいたものではないが、長年をわたり厚木基地の周辺に及ぶ違法な爆音状態を解消するために、抜本的な解決策の構築を強く要請し続けてきた。

厚木基地周辺住民は、50年以上にわたり、厚木基地の爆音に苦しめられており、上記の発表がなされた本日も、多数の艦載機の飛行が続けられ、耐え難い爆音にさらされている。

われわれは、厚木基地の爆音解消のために抜本的解決策を見いださず、艦載機の移駐という公約さえ守れない日本国政府の無策に強く抗議する。

われわれは、国内での爆音被害のたらい回しではなく、根本的な爆音被害の解消を強く求める。このような政府の被害解消に対する無策ぶりを目の当たりにし、現在求めている厚木基地を離脱する、岩田基地の飛行禁止が、司法府により認められること以外に本件被害の解消に繋がる道はない、と確信した。

したがって政府には、速やかな爆音解消に繋がる解決策を構築するよう強く要請すると共に、裁判団に対しては、爆音被害を解消するために飛行禁止の裁判決を出すよう、改めて強く求める。

第6回代議員総会

日時：2013年3月23日(土)
13時開会

場所：大和市勤労福祉会館3Fホール
(小田急線鶴間駅より徒歩約6分)

◇代議員になられた原告の方は当日

「代議員証」を必ずお持ち下さい。

◇総会終了後の交流会にもご参加下さい。

参加費：500円

支部長または事務所までご連絡ください



「2013年新春の集い」開催

1月26日(土)大和生生涯学習センターにおいて、第四次厚木爆音訴訟原告団「2013年 新春の集い」が開催され、原告、弁護団など105名が参加しました。
 藤田原告団長、中野弁護団長、来賓挨拶と続き、事務局から簡単な報告がなされ、早速懇談会に入りました。
 出席頂いた弁護団6名の先生からそれぞれ今年の決意を述べてもらいました。
 また今回は初めて、バンド演奏があり、相状にお勤めの5名の方が歌謡カードを全員に配り、2曲を参加者全員で歌い会場がひとつになりました。恒例の大抽選会も盛り上がり今年も原告、大々となってさらに頑張ることを誓い終了しました。



抽選会で賞品を受け取る原告の方



挨拶する 斉藤事務局長

「航空機騒音の環境基準」評価指標改訂に伴う学習会を開催 【全国基地爆音訴訟原告団連絡会議】

「航空機騒音に係る環境基準(環境省)」についての評価指標が今年の4月から、「W値」から「Lden」に変更されることを受け、2013年2月14日と15日の2日間、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議のメンバー約30名が、大和生生涯学習センターにおいて、日本防音響エンジニアリングの学習会に参加しました。

事務局の説明によりますと、これまでの「航空機騒音の環境基準」のW値(WECPNL 加重等価平均騒音レベル)は、ICAO(国際民間航空機構)方式のWECPNLの簡略化として、日本が環境基準を決める際に採用してきました。ところが、平成14年成田空港周辺飛行滑走路の使用で「滑走路が増え、騒音騒擾域が増大したにもかかわらず『静かになった』とする評価の矛盾が明らかになる」という逆転現象が起きました。また、デジタル処理技術の進歩、W値が国際的評価でなくなった(日本と韓国のみ)ことなどにより、諸外国で多く採用されているLden(時間帯補正等価騒音レベル)が採用されることになったようです。W値もLdenも「Σ(シグマ)」や「Log(対数)」を使った計算方法となるため、学習会では計算までしませんでした。騒音について基礎から学習でき、全国から集まった各原告団の仲間とも親睦を深めることができました。

いずれにしても「環境基準」は、田村証言でも明らかのように、主に民間空港を想定して作られており、私たちが被っている軍用飛行場の騒音とは期間が異なります。また、W値からLdenへと評価方法(単位)が変更されることで、私たち原告が住んでいる地域が環境基準をクリアするということが到底ありません。

環境基準以下にするためには、飛行禁止を引き続き国へ訴えていかなくてはなりません。騒音がうるさいときは、抗議・苦情の電話をかけましょう。



学習会に参加し、熱心に学ぶ全国原告団と厚木原告団

原告団活動日誌 原告団ニュース33号発行以降

2012年 12月27日	原告団ニュース33号発送(3,000部)
12月26日	綾瀬市長・藤沢市長へ申し入れ(オスプレイ飛来禁止)
12月27日	居住陳述書打ち合わせ
2013年 1月7日	居住陳述書作成
1月13日	居住陳述書作成
1月14日	町田支部会議・町田駅前宣伝行動 平和フォーラム全国代表者会議「オスプレイの沖縄配備と全国での低空飛行訓練に対抗するための相談会」参加
1月15日	居住陳述書作成(個別訪問)
1月16日	原告団ニュース34号(新年号)発送(3,000部)
1月17日	新春の集い事務局打ち合わせ
1月18日	弁護団会議
1月21日	差止め原告被告陳述書作成
1月22日	居住陳述書作成
1月23日	町田市長へ申し入れ(オスプレイ飛来禁止)
1月24日	居住陳述書作成
1月24日	(防衛省 佐藤防衛官が神奈川県と栗原自治体に「米軍再編の艦載機の岩国移駐(3年延期)」と通告)
1月25日	24日の岩国移駐延期について国の無策に抗議 原告団・弁護団、爆音で抗議声明= 午前:民間防衛施設事務所(大和市内)(役員5名) 午後:民間防衛局(横浜市内)(役員10名) 総理官邸・外務、防衛、法務大臣宛に同声明文送付
1月26日	原告団新春の集い(原告・弁護団など105名が参加)
1月27日	「オスプレイの沖縄配備撤回を求める東京集会」参加(日比谷音楽堂)(原告団・親団で10名)
1月29日	第35回進行協議
1月31日	第23回支部長会議 / 居住陳述書作成(個別訪問)
2月4日	海老名市長申し入れ(オスプレイ飛来禁止・艦載機移駐延期)
2月4日	(自衛隊機P-3Cから部品落下:リベット頭部(直径6ミリ、長さ1ミリ、重さ約2グラム)5つ、基地南西3キロ、高さ400メートル、鳥と衝突)新聞報道より
2月8日	弁護団会議
2月14日	全国連絡会議:日東防音響「環境基準新評価指標Lden」勉強会20名参加(大和生生涯学習センター)
2月15日	全国連絡会議:日東防音響「環境基準新評価指標Lden」勉強会25名参加(大和生生涯学習センター)午後~全国連絡会議事務局長会議
2月18日	会計監事・弁護団会議
2月24日	オスプレイ配備拒否!沖縄と共に闘う大和集会(大和生生涯学習センター)参加/第2次新横浜基地公害訴訟原告団連絡会議(相模市)参加
2月25日	第14回私大三長会議/横浜弁護士会主催「戦争をしないために私たちができること」~憲法改正をめぐる状況とオスプレイ配備問題を考える~参加
2月27日	第23回口頭弁論・第36回進行協議・報告集会/民間防衛局へ回答依頼文を送付
2月28日	第24回支部長会議
3月1日	第15回役員会議
3月3日	陳述書作成
3月6日	民間防衛局要請行動(宗田3年延期、P-1配備)役員5名(同行:福島みずほ参議院議員)、対面:防衛局長
3月7日	第9次横浜基地公害訴訟第1回口頭弁論(東京地裁立川支部)参加
3月9日	「つながろう福島!さようなら原発」大行動(明治公園)参加(原告団・親団で16名)

第6回代議員総会議案書(案)

来る5月23日(土)「第6回代議員総会」と原告交流会(参加費500円)が開催されます。

この代議員総会では、わたしたち原告団の「平和で静かな空を取り返す爆音訴訟の勝利」をめざすための活動の指針となる「2012年活動報告と2013年活動方針」を審議致します。

代議員総会に提案致します「2012年活動報告(案)および2013年活動方針(案)」を原告の皆さんにお送り致しますので、原告団活動の実態と2013年活動方針をご理解頂き、原告団活動にたいへんのご協力を頂きますようお願い申し上げます。今年は提訴して6年目となりますが、いよいよ「結審」も期待できる状況となりました。原告団の絆をますます強固にして、「裁判の勝利」をめざして力一杯頑張っていきたいと思います！

・代議員総会開催日時 5月23日(土) 午後1時から

(代議員は当日「代議員証」を必ずお持ちください)

・会場:大和市勤労福祉会館3階ホール(大和市鶴間1-23-12/小田急線:鶴間駅から徒歩6分)

2012年 活動報告(案)

(2012年1月1日～12月31日)

はじめに

振り返って5年目を迎えた2012年は、「いよいよ結審か?」という期待を抱きながら口頭弁論4回と現地進行協議(現地検証)を重ねて来ました。しかし残念ながら年内結審には至りませんでした。

しかし、私たちは「訴訟勝利の願いを込めた」裁判での闘いだけでなく、厚木基地周辺住民の積年の願いである「平和で静かな空を取り返す」ための活動を、厚木基地同好会・弁護団・厚木基地平和利用研究会・厚木共同・神奈川平和運動センターおよび全国爆音訴訟原告団などのご支援・ご協力を頂き様々な活動に取り組んで参りました。

一方2012年の裁判(口頭弁論)では、第四次訴訟に於ける争点の核心に照れる主張が弁護団や専門家(大学教授)によって展開されました。

① 4月25日 第19回 口頭弁論

・京都大学 松井 利仁 教授 証人尋問

- ・爆音による健康被害＝騒音が健康に及ぼす影響についての科学的知見
- ・基地周辺の爆音の実態
- ・厚木基地周辺の健康被害
→DALYの算定

② 7月25日 第20回 口頭弁論

・關守 麻紀子 弁護士

- ・名古屋大学 松井 芳郎 名誉教授の「意見書」について弁論
- ・厚木第1次訴訟:最高裁「飛行禁止」判決の結りを明確に指摘
- ・国際法上の無罪化について「厚木飛行場は日本地位協定で米軍に一時的に認められているが、日本の施設・区域である以上米軍の使用は日本の管理下に行われるものである」など

・笹田 謙 弁護士

- ・田村 明弘 横浜国大教授 証言に基づき
- ・「騒音規制除後W値」に対する被告・国の主張(健康方式W値)に反論
- ・被告・国自身が行ってきた防音工事などの施策を自ら否定する暴論であると主張

・北村 宗典 弁護士

- ・「用途地域類型」について反論
- ・航空機騒音は「空からの侵害行為」である。騒音被害の救済は地域類型に関係なく等しく認められるべきである など

・大森 洋 弁護士

- ・「危険への接近論」について反論
- ・被告が提出している「説明書」は一般常識、理屈から非難しているものが多数あり、回答するまでもなく、危険への接近の理論が適用される余地がないことは明らかである。 など

③ 10月1日 第21回 口頭弁論

・佐代 悦子 弁護士

- ・(民事訴訟)飛行禁止訴訟の意義について
- ・人格権として平穏に生活する権利、生命、健康を守られる権利など憲法上の権利に基づいての禁止訴訟である。
- ・国自身の出した環境基準は、最低限守らなければならない数値である。それを超えることは、禁止を認める大きな要素である。
- ・厚木基地周辺住民は、一般に差止が認められるレベルを遙かに超える甚大な被害を受けているにもかかわらず、禁止め判断という司法の救済を受けられず、放置され続けている。 など

・裁判所は英断をもって「飛行差し止めの判決」を決定されたい

・林戸 孝行 弁護士

- ・「現地進行協議(現地検証)」結果報告
- ・5月18日に行われた「現地進行協議」では、空母艦載機(ジェット機)は1機も飛ばず、終了直後にスーパーホーネットが降臨した。その後も1週間の5月22日～24日は朝から夜遅くまで連日100dB以上の爆音を周辺住民に浴びせた。

特に24日は北1Km地点(県設置測定器)で100dB以上が194回も測定された。裁判所には実際の爆音被害の状況を生で感得願いたい

・城田 孝子 弁護士

- ・「防音工事施工室の減失証拠書類」提出について
- ・「防音工事施工室」の建て替え等による減失の証拠として、大和市以外居住原告の「減失登記簿」などを提出する。
- ・大和市内居住者分については、今後提出する予定である。

④ 12月10日 第22回 口頭弁論

・關守 麻紀子 弁護士 松井 芳郎 名誉教授 意見書 詳細弁論

- ・第1次厚木最高裁判決＝国際法原則の無理解を指摘
- ・厚木基地の滑走路等部分は、日本地位協定第2条4項(i)による日本側管理権が適用され、使用を許可するか否かを決定する立場は日本側にある。 など
- ・常盤 正雄 弁護士 「行政訴訟:飛行差止の追加的変更申立書」
- ・飛行差止請求の予備的請求として付け加えるものとして
- ・航空機騒音そのものの発生を防止し、原告らの居住地に騒音記載の騒音を到達させないこと
- ・被告国が騒音を到達させない義務があること
- ・原告らがこれを受容する必要が無いこと など

・笹田 謙 弁護士 岡田 正則早大大学院教授の「鑑定意見書」について弁論

- ・基地騒音問題は、憲法第32条に違反するもので、憲法判決が繰り返し出されているにもかかわらず、国はそれを放置、また違法状態の司法的救済方法がないことが問題である
- ・民事訴訟としての差し止めを否定するものではなく、解決の道筋として行政救済も可能であること
- ・行政訴訟法が改正され、国民の救済拡大に対する措置が増えたこと など

このように判決に大きなインパクトを与える「専門家(大学教授)の証言や意見書」に基づく弁護団による主張がなされました。

また、「現地進行協議」という形で所謂「現地検証」も行われましたが、肝心な空母艦載機(ジェット機)は1機も飛ばず、自衛隊P-3C哨戒機はいつものタツタアンドロイドを行わず、またもや裁判官に爆音の激しさを体感させられずに終わってしまいました。被告・国のこのような姿勢には誰もが憤りを感じ、非常に悔しい思いでした。

これらの詳細は弁護団から「弁護団活動報告」の中でも報告して頂けると幸いです。

一方、「爆音被害の元凶」である厚木基地のこの一年の動きを振り返って見ますと、EA-6Bプラウラーの部品落下事故(2月)に始まり、EA-18Gグラウラー(3月)、艦載機の突如の訓練飛行(NLP・FCLEP・CQ)飛行による激甚な爆音被害(5月)、米軍新型輸送機MV-22オスプレイ厚木基地入り入れ報道(11月)、次期哨戒機P-1配備問題など、「爆音被害の増大」や「人命を脅かす」ような動きが絶えず続き、私たちの「生活環境」はこの一年、「目撃的に益々悪化の一途」を辿ってきました。

私たち第四次厚木爆音訴訟原告団は、これらの対応に追われながら2012年の活動に取り組んで参りました。

ここに「2012年 活動報告(案)」と、「2013年 活動計画(案)」を提案致します。

1. 裁判(口頭弁論)への取り組み

「平和で静かな空を取り返す」ために私たちは司法に救済を求め、「第四次厚木爆音訴訟」を7052名の原告で立ち上げました。その願いを勝ち取るために私たちは、2012年も活発な活動に取り組んで参りました。

1. 「飛行差し止め(民事・行政両訴訟)」で追加提訴

8月21日、「飛行差し止め訴訟」にり名の方々が新たに加わり、民事訴訟

・行政訴訟の両面で追加提訴しました。

今回追加提訴されたり名の方々は、永年にわたり爆音被害を受け続け、深刻な「心疾患や高血圧症」など、それぞれに無視し得ない生命の危険を感じているような被害被害を抱えられ、「自らの生命・身体を守るため」には「航空機の飛行差し止め原告」として救済を求める以外にないと決意されました。

- 9名の方々の追加参画により、原告の構成は次の通りとなります。
- ① 損害賠償請求（民事訴訟） 7052名（原告全員）
- ② 飛行差し止め請求
- * 全原告 7052名のうち
 - ・民事訴訟 75名（提訴時：66名 + 今回追加：9名）
 - ・行政訴訟 67名（提訴時：58名 + 今回追加：9名）
 - * 差し止め訴訟原告のうち
 - ・民事/行政両面訴訟原告20名（提訴時：11名 + 今回追加：9名）

2. 「口頭弁論への傍聴参加」要請

提訴以来5年目を迎え、昨年までに18回の口頭弁論が開かれ、いよいよ「結審近し」の声を聞き、裁判の行方にも関心が高まり毎回傍聴席を満席にすることが出来ました。

傍聴参加にご協力をお願いした原告の皆さんに厚くお礼申し上げます。なお、2012年口頭弁論の傍聴参加人数は次の通りでした。

（傍聴参加目標人員は 毎回 72名）

- * 4月25日（水） 第18回 口頭弁論 95名
- * 7月25日（水） 第20回 口頭弁論 72名
- * 10月1日（月） 第21回 口頭弁論 77名
- * 12月10日（月） 第22回 口頭弁論 78名

また、毎回口頭弁論終了後「報告集会」を開催して、口頭弁論の進行について「原告と被告・国の主張と争点」などを弁護団に解説して頂き、裁判の内容と進行について理解を深めることに努めました。

3. 「居住状況陳述書作成」作業推進

陳述書作成作業も積極的に進められて来ました。

2009年（平成21年）3月14日から「陳述書作成作業」が開始され、全原告2468世帯のうち2011年12月末までに2300世帯が作成完了しました。

昨年（2012年）は引き続き、原告宅個別訪問を主体に弁護団の陳述書作成をサポートして参りましたが、転居・留守等で不在、電話・手続・再三の訪問でも原告ご本人との面会はかなわず、まさに悪戦苦闘の連続でした。

しかしながら、弁護団の粘り強い作成作業への取り組みで昨年比104世帯の方々の作成が完了し、12月末現在で54世帯・102名の方々が未作成となっています。（参考：1月29日現在の陳述書未作成原告 85名）

- * 原告宅個別訪問回数 35回
- * 訴訟回事務所での作成・打合せ 28回

なお、原告宅個別訪問にあたり、弁護団のガイドにご協力いただきました方々に厚くお礼申し上げます。

4. 「現地検証」への取り組みと対応

2009年6月に「現地進行協議」が行われましたが、このときは殆んどと言っていいほど騒音を聞くことは出来ませんでした。

その後弁護団は裁判所に対して、騒音被害の状況を実体験するために再三にわたり現地検証を行うよう要請してきました。

裁判所もようやく「現地検証の実施」に前向きとなり、「空母ジョージ・ワシントン」の出発前の訓練時期に合わせて、「現地進行協議日」を設定し5月1日（水）午前9時30分から行う運びとなりました。

今回こそは裁判官に騒音を体感して貰いたいと、弁護団とともに5月23日の「現地進行協議実施計画打合せ」を皮切りに、実地検証の候補地や候補原告宅の選定、下見などが全準備を整えて検証に臨みました。

検証は、基地滑走路北側の「あれあいの森草柳広場」ではじまりましたが、プロペラ機のF-2C早期警戒機のタッチアンドゴーを主体に30回はどの飛行でした。その後基地南側の「引地川公園ゆりの森」に移動して、基地内の様子、を保護し艦載機を待ち受けましたが、やはりプロペラ機の艦上輸送機C-2がタッチアンドゴーを繰り返すのみでした。

昼休み後、基地北側1.3Kmの「緑の広場 44号」で検証を再開しました。

弁護団・原告団は「スーパーホーネット」が飛ぶのではと待ち構えていましたが、午前中と同様にF-2CとC-2がタッチアンドゴーを繰り返すのみで、スーパーホーネットはおろか、着陸はしきりにタッチアンドゴーを繰り返しているP-3Cさえも飛ぶことはありませんでした。午後3時過ぎには、基地南側0.7Kmの「ちびっこ広場」に移動して待機しましたが、P-3Cが1機離陸したのみで、午後4時前に「現地進行協議」は終了しました。

結局今回も最も騒音被害をもたらしている、「スーパーホーネット」の爆音や、P-3Cのタッチアンドゴーによる騒音を裁判官に聞いてもらうことは出来ませんでした。

ところが、検証終了のわずか20分後に突然「スーパーホーネット」機がいつものように強烈な爆音を轟かせながら離陸していききました。裁判官が帰った後を見計らったような米軍・自衛隊の行為に弁護団・原告団から怒りの声が上がりました。

* 当日の飛行状況

プロペラ機=98回、ヘリ=17回、小型ジェット機=2回

* 騒音測定値(最高値)

あれあいの森草柳広場 = 92.9dB (P-3C)

緑の広場 44号 = 97.3dB (C-130輸送機)

当日は「南側には約30名、北側には約50名」の原告の皆さんにご参加して頂き、裁判官に私たちの「騒音訴訟へ掛ける思いを」アピールすることができました。

また飛行状況によっては、ご自宅での検証をお願いいたしておりました2世帯の原告の方々、検証の進行に早期からご協力を頂いた方々ともども厚くお礼申し上げます。弁護団では引き続き、裁判官に騒音の状況をどのようにして実証して貰うか検討していく方針です。

5. 「被告・国の主張に対する反論・立証書類」の整理

被告・国の主張に対する弁護団の反論や立証のために、原告団が保有・管理している文書・データを弁護団の要請に従って引き渡しを行って参りました。

- ・3月 = 用途地域類型・IIに居住する原告データ 9世帯分
- ・7月 = 陳述書アンケート整理・コピー 155名分
- ・7月 = 陳述書整理・コピー(被告状況4名分、居住状況 356名分)
- ・8月 = 防音工事アンケート未回答原告へ回答督促状 83通
- ・9月 = 防音工事関連原告データ 56世帯分
- ・11月 = 陳述書整理・コピー (居住状況 53名分)
- ・12月 = " (被告状況 86.1名分×2部)
- ・12月 = 飛行差し止め追加原告データ 9名分 など

6. 「騒音被害実態調査」への取り組み

原告団単独あるいは弁護団と共同で「騒音被害を立証出来るデータ」を収集するために、様々な調査活動を行って参りました。

① 「騒音測定と飛行監視活動」への取り組み

米軍艦載機の訓練飛行に合わせて、一週間から二週間程度の期間「騒音測定と飛行監視活動」を6回にわたり取り組んで参りました。

特に、5月22日から24日にかけて3日間、突然進行された「INT、PとFCILP」、および27日から29日に行われたCQ(艦上陸発着訓練)では、訴訟回事務所と原告宅(基地北側1.7Km・西側4丁目)に自動騒音計を設置して騒音測定を行いました。

訓練は連日早朝から2時時まで間断なく行われ、23日には前記原告宅で100dB以上の騒音が1時間に30回以上も記録されました。

このデータは、第21回 口頭弁論(10月1日)に証拠として提出され、また、その後の国や西側東防衛局などへの抗議行動で騒音被害のデータとして活用されています。

② 「低周波音測定・油煙量測定」への取り組み

私たちは、艦載機の騒音被害だけでなく、プロペラ機(P-3C)やヘリコプターが発する騒音による「低周波音の被害(耳鳴りや家具類の振動など)や、エンジンから排出される「油煙による被害(油煙物への付着等)」を受けています。これらの被害を立証するため「低周波音測定作業」を行いました。

- ・1月26日 大和市西鶴街4丁目 原告宅～2月3日
- ・2月28日 大和市上草柳8丁目 厚木基地平和利用研究会事務所
- ・8月2日 大和市上草柳8丁目 緑の広場44号
- ・8月21日 大和市上草柳8丁目 緑の広場44号

これらの実測データは、弁護団で集約・取り扱いを検討中です。

③ 「健康が調調査」実施計画立案と事前準備の推進

現在立案中：小松訴訟回「健康被害アンケート」を参考に検討中です。

- ・アンケート内容の組み立て
 - ・アンケート実施対象地域、対象人員の検討
 - ・アンケート実施に対する対象地域への協力要請 など
- クリアしなければならぬ課題が多くあり、実施までには多少の期間を掛けることとなります。

II. 組織の活性化を図るための活動

原告団の活動を活性化させるために、原告相互の連帯と和、信頼を築くことが必要です。原告団を「いきいき集団」にしていくための活動を行って参りました。

1. 「さまざまな集會」を企画、関係し組織の活性化と連帯を強めるための活動を行って参りました

① 「新春のつどい」、「ブロック長会議」を開催。

情報の共有化や組織力の強化

・「2012年 新春のつどい」

1月28日（土）於：大和市生涯学習センター 207大会議室

参加者 118名

恒例となりました「空くじなし」大抽選会をメインに、盛会でした。

・「第5回 ブロック長会議」

11月11日（日）於：大和市生涯学習センター 207大会議室

参加者 83名

報告と講演

弁護団：安永 佳代先生「結審を見据えた今後の訴訟活動・課題について」

リムピース：額 赤太郎さん「オスブレイの危険性について」

「結審の声」が聞こえ始めた時期と「オスブレイ普天間配備」直後という時宜を得た企画で非常に有意義なブロック長会議でした。

- ②「支部集會の間接を通じて、「支部の活性化」を図り」
- ③「必要に応じて「集會を間接」し、原告の活動を強固にする」活動
- ・町田支部 2月1日(水) 町田市民フォーラム
 - ・朝日新聞 伊藤 千尋氏 講演会 支援 (参加者169人)
 - ・相模原支部 2月5日(日) 金子事務所
 - ・ブロック長会議 = 第5回 代議員総会 運営対応協議
 - ・大和第3支部 2月25日(土) 文化自治会館
 - ・支部集會 = 当面の支部活動と運営打ち合わせ
 - ・大和第1支部 3月24日(土) 森林間「こんこんまる」
 - ・ブロック長会議 = 当面の活動計画、担当エリア調整
 - ・5月以降、現地進行協議、NLP・FCLP強行、オスプレイ配備問題等の対応(抗議・要請行動など)のため関係が中断されました。
- 反省点として、大きな問題が発生したとき程、行動等への参加を呼びかける集會、地域ごとの抗議要請行動などを実行すべきであった。

④原告団活動の中核に「若い力」を注ぎ、原告団の活性化を図るための活動

若年層の「反爆音・反基地運動」への勧誘は、若い人たちの基地問題に対する関心の低さ(諦め、慣れなど)などが有り非常に困難を極めています。爆音ともども、これからの活動継続と発展に向けて引き続き検討していかねばならない課題であると考えます。

2. 「原告団ニュース」を発行し、様々な情報を発信する活動。

私たち原告団の多岐にわたる活動、厚木基地を取り巻く動向、全国爆音訴訟原告団をはじめとする交流団体・支援団体などの動きや活動を原告の皆さんにお伝えするために、本年も「原告団ニュース」を発行してまいりました。

- 今年、「口頭弁論の詳報」をはじめ、特に厚木基地に関わる問題を取り上げました。2月の「部品落下事故」では「初めての号外」を発行しました。発行と掲載内容概要は次の通りです
- *原告団ニュース 28号発行 1月12日(木)
 - ・年頭あいさつ(藤田団長、中野井団長、小原平和運動センター事務局長)
 - ・年末の総機機爆音激化に対する抗議活動と爆音11月分測定データ
 - *原告団ニュース 29号発行 2月24日(金)
 - ・第5回代議員総会 議案書、相模原支庁ブロック長会議の開催報告
 - *原告団ニュース 30号発行 2月24日(金)
 - ・2月8日(水)に発生した米軍機「EA-6Bブラウザー」部品落下事故
 - *原告団ニュース 30号発行 6月15日(金)
 - ・第5回代議員総会、第19回口頭弁論、現地進行協議 詳報
 - ・米軍機爆音NLP・FCLP強行爆音測定データ、一連の抗議行動詳報
 - *原告団ニュース 31号発行 8月9日(木)
 - ・第20回口頭弁論、第31回進行協議、低周波音測定実証 など
 - ・米軍「新型垂直離着陸機」オスプレイ配備問題=厚木飛行場入り
 - *原告団ニュース 32号発行 10月19日(金)
 - ・第21回口頭弁論 行・民飛行禁止の原告追加提訴、飛行禁止の詳報
 - ・空母G・Wの現況、米軍:厚木基地所属のヘリ機機変更発表
 - *原告団ニュース 33号発行 12月25日(火)
 - ・第22回口頭弁論=早大:岡田教授「鑑定意見書」提出、弁論第一次審理での最高裁の禁止止め棄却拒り拒撃
 - ・全国訴訟団の動向、オスプレイ厚木飛行場入りへの抗議、要請行動

3. 「財政基礎の安定化」

訴訟活動の安定的運営を図るため、原告団年会費の納付率向上に取り組まれました。

- ・4月23日(月) 年会費入金状況確認作業
- ・5月14日(月) 年会費入金実績集約作業
- ・8月1日(水) 年会費納付催促状発送 (296世帯)
- ・12月7日(金) 年会費納付催促状発送 (232世帯)

や、電話・訪問等年間を通じて納付、督促作業を行い一定の効果を挙げました。

Ⅲ. 訴訟勝利と爆音解消を目指す連帯行動

私たちは、「爆音訴訟での勝利」と「基地被害をなくす」ために日夜活動を行っています。しかし、この闘いは私たちの力だけではとても困難です。

私たちは、「基地被害解消のため」や、「戦争のない平和な日本を築く」ために活動をしている仲間たちと連帯して闘っていく事が必要不可欠です。

先に述べました通り2012年は、厚木基地を取り巻く状況や原告団など目まぐるしく動いた一年でした。これに伴い私たち原告団も爆音や県央共闘、平和運動センター、全国爆音訴訟連絡会議などの支援団体、友誼団体などとともに、一年を通じて数多くの抗議・要請行動に参画、参加してまいりました。(参加人員は婦会を含む)

【厚木基地関連】

- EA-6Bブラウザー 部品落下事故関連の活動
 - 2月9日(木) 南関東防衛局へ抗議行動(20名参加)
 - 2月17日(金) 厚木基地:米軍司令部に抗議申し入れ行動(38名参加)
 - 4月5日(木) 南関東防衛局へ機密事項回答要求交渉 = 部品落下事故原因説明、原因不判のまま飛行再開抗議・飛行即時中止
 - 8月23日(木) 南関東防衛局へ抗議・申し入れ行動(16名参加) P-1配備、オスプレイ配備、EA18G配備と併せての行動
- 5月米軍機爆音:NLP・FCLP強行に関連した活動
 - 5月23日(水) ※海軍厚木基地司令部・南関東防衛局長へ抗議と訓練飛行の即時中止申し入れ
 - 5月24日(木) 「米軍のFCLP・NLP強行への抗議声明」発表、併せて、行政(空防衛・大和市・綾瀬市)への要請
 - *弁護団との共同行動
 - 6月1日(金) 外務省・防衛省へ抗議行動
 - *森田・社民党・弁団・平和フォーラム・平和運動センター県央共闘との共同行動
 - 6月5日(火) 県知事へ「厚木基地が抱える課題解決への支援要請」
 - *FCLP・NLP強行、P-1配備撤回、ブラウザー 部品落下原因追及、EA18Gグラウラー配備撤回(ブラウザーの代替機) = 大和・相模原・座間・綾瀬・海老名・藤沢・町田各市長へも要請
- オスプレイ国内配備:厚木基地乗り入れに関連した活動
 - 8月25日(土) 「配備と違法爆音を許さない8・25神奈川集会と厚木基地司令部へ抗議行動」81名参加(やまど公園)
 - 9月9日(日) 「沖野原民大と同時アクション:国会包囲行動」23名参加(国会包囲)
 - 11月8日(木) 南関東防衛局へ「厚木基地乗り入れ報道の検証」行動8名
 - 11月29日(木) 南関東防衛局へ「配備と厚木基地乗り入れ撤回要請」行動34名参加
 - 12月5日(木) 厚木基地司令部へ「飛行反対、米兵犯罪に抗議・再発防止」要請行動。53名参加(4団体)(厚木基地正門前)
 - 12月13日(木) 大和市長へ「厚木基地飛来反対について要請」行動6名参加
 - 以後、綾瀬・藤沢・座間・海老名・相模原・町田 各市長へ 順次要請
 - 12月18日(火) 厚木基地飛来監視行動開始(ゆとりの森:草柳広場)
 - 12月28日(日) 「配備撤回!米兵国悪事件糾弾!終りの神奈川行動」108名参加(デモ行進:東田ヶ谷近隣公園~基地正門)以上の他に、岩国隣接阻止集会、国会包囲行動、各全国集会など多数の行動に連帯参加しました
- 支援団体・友誼団体との連帯活動および行動
 - 5月10日(木)~13日(日) 「沖縄平和行進・沖縄復興40周年集会」4名参加
 - 9月25日(火) 「空母母港化39周年、原子力空母G・W横須賀基地母港化4周年抗議、原子力空母配備撤回を求める神奈川集会」21名参加(横須賀ヴェルニー公園)

【全国基地爆音訴訟原告団連絡会議関連】

- 全国爆音訴訟連絡会議に於ける活動と行動
 - 3月13日(火) 事務局長会議 (厚木訴訟団事務所)
 - *国会、政府省庁総行動・沖縄集会 打ち合わせ
 - 以後、東京総行動打ち合わせ(3/14・4/6・4/9・4/11・4/18)
 - 4月19日(木) 「全国連絡会議4・20東京総行動」~20日(金)
 - ・省庁要請(民主党・総連官邸・防衛・外務・環境省)
 - ・院内集会、全国集会、交流会 62名参加
 - 12月11日(火) 「事務局長会議」(立川:西東京法律事務所)
 - ・新爆音基準「Lden」軌道公開
 - ・オスプレイ配備阻止活動全国展開
- 各訴訟原告団の動向
 - 「横田:基地被害をなくす会」
 - 12月12日(水) 「第9次 横田基地公害訴訟(提訴原告:137人)
 - 「岩国爆音訴訟原告団」
 - 11月28日(水) 「岩国基地でのオスプレイの飛行禁止止め」提訴原告:28人(爆音訴訟原告:654人の代表) など

- ④ 「第3次嘉手納基地爆音禁止訴訟原告団」
11月30日(金)「米軍を相手に飛行禁止と損害賠償請求」提訴
原告：141人(爆音訴訟原告2268人の代表)
- ⑤ 「第2次普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟団」
12月23日(木)「追加提訴：原告288人」
原告総数：3417人
- ⑥ 「横田基地等の公害対策」を進める準備会
13年2月24日(日)「第2次原告団：結成総会」開催
13年3月26日(火)「第2次新横田基地公害訴訟」提訴予定
原告：10000人規模

【 脱原発：反原発運動関連 】

- ① 2月11日(土)「さよなら原発 1000万人アクション2・11集会」
18名参加 (代々木公園)
以後の「1000万人アクション」への参加
・3月24日(土)日比谷集会 10人参加
・7月18日(月)代々木：10万人集会 39名参加
・10月13日(土)日比谷集会 4名参加
- ② 2月26日(日)「東海第2原発 廃炉アクション集会」
4名参加(東海村第2原発周辺)

IV. 2012年の活動を振り返って(まとめ)

2012年に於ける裁判の経過や裁判に関連する活動、基地問題・原発関連の行動について報告させて頂きましたが、とにかく様々な問題が顕発して多忙な一年であったという思いです。

提訴して5年目を迎えた2012年は、「居住状況陳述書作成」や「防音工事アンケート集約」、「専門家の意見書取りまとめ・証人尋問対応」、「準備書面作成」等々、弁護団の先生方のエネルギーを注ぎ込んで対応した一年でした。

私たちの訴訟はこれから「結審から判決へ」の道筋を進んでいきます。弁護団・支援団体・友誼団体・全国訴訟原告団ともども「訴訟勝利」に向けて、気をゆるめることなく闘って行きます。

原告の皆さんの、なお一層のご協力をお願いいたします。

以上

2013年 活動方針(案)

(2013年1月1日～12月31日)

今年2013年、私たち「第四次厚木爆音訴訟」は「結審」を迎えることがほぼ確実視されてきました。提訴以来5年余りの「平和で静かな空を取り返す訴訟活動の集大成」としての一年にするために、「結審」に向けての準備に弁護団とともに取り組んで行きます。

また、「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」と爆音訴訟の勝利を目指して相互に支援・協力して参ります。一方「厚木基地を取り巻く状況」は、2012年活動報告(案)でも述べましたように、爆音被害が解消出来るような見通しは全くありません。私たちは、爆音解消の訴訟勝利と併せて、厚木基地の爆音被害をこれ以上拡大させないための運動にも力を注ぐ必要があります。引き続き「厚木基地・民衆共闘・平和運動センター」等とこれらの活動を行っていきます。

I. 裁判への取り組み

1. 「結審に向けた弁護団の準備作業」サポート
弁護団では、結審に向けた準備作業に取り組むこととなります。
私たち原告団は、弁護団の要請に従い出来る限りのサポートを行って行きます。
① 「最終準備書面」や「最終弁論」に必要とされる「書面・データ類の整理・提出作業」などのサポートを行います。
② 「居住状況陳述書作成作業」のサポート陳述書未作成成分の裁判所への提出も急がれます。該当原告への連絡や日程確認、原告宅訪問のサポートなどを行い作成完了をめざします。
③ その他必要に応じて、弁護団との連携を図り準備に万全を期して行きます。
2. 「口頭弁論期日」への取り組み
これまでと同様、毎回傍聴席を満席にするために、各支部へ傍聴参加者の動員を要請して行きます。
また、「結審期日」には、原告を大動員して「事前集会・アピール行動等」を行います。
3. 「現場検証」への取り組み
「現場検証」が実施される可能性が大きくなっています。
過去2回実施された「現場進行協議」の経験を踏まえて、その具体的な対応について弁護団と協議しながら万全な準備を行って参ります。
また、各支部を通じて原告の動員を要請し、多数の方々に参加して頂くような取り組みを行います。
4. 「爆音被害の実態調査」の取り組み
私たちは、「厚木基地」による「被害の実態」を把握し、適宜その状況を公にすることが爆音訴訟を世論にアピールする一つの方策と考えます。
① 米軍の訓練飛行の状況に志し、「爆音測定・飛行監視行動」を行います。
② 弁護団と協議の上、必要に応じて「低周波音測定」などを実施します。
③ 「健康意識調査の取り組み」は引き続き準備作業を行って参ります。

II. 組織の活性化を図るための活動

- 私たちがめざしている「平和で静かな空を取り返す」ための訴訟に勝利するまで、「原告団の連帯と和」を保ち、「常に活き活きとした原告団」で有り続けるために、皆さんのご協力を待たながら活動を推進します。
1. 「原告団集会」を通じて「連帯と和」を築きます
① 「新春の集い」を開催し、原告相互の交流を通じて「連帯と和」を築きます。
② 「ブロック委員会」では、原告団をリードしていく役割を担うための訴訟に係わる争点の「理解」を深め、また基地や米軍の動向などについての「知識の習得」に努めます。
③ 「支部集会や支部会議」の開催には積極的に支援・協力し、「情報伝達」を行います。
 2. 「原告団ニュース」を発行し、「適切な情報」の伝達に努めます
これまで通り「原告団ニュース」を発行し、「裁判(口頭弁論)に関する情報」や「厚木基地・米軍・行政の動向」、「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の動向」などを皆さんにお伝えして参ります。
また、「各支部の動向」や「原告の皆さんからの投稿」なども適宜掲載して、充実した新聞づくりに努めます。ご協力をお願いします。

III. 訴訟勝利と爆音解消をめざす活動

私たちは、多くの支援団体や友誼団体のご支援とご協力を頂きながら爆音訴訟活動に取り組んでいます。

また、「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」の仲間とも連帯して活動を行っています。「爆音訴訟に勝利する」ためには、多くの方々のご支援・ご協力が不可欠です。

さらには、「厚木基地が有る限り爆音被害や墜落事故、部品落下事故」などの「基地被害」から逃れることは出来ません。私たちは「基地被害を解消する」ために「反基地・反爆音」の闘いを次の支援団体や友誼団体と連帯して取り組んでいきます。

- ◆ 厚木基地爆音防止期成同盟(厚木側)
- ◆ 原子力空母の母体化に反対!
- ◆ 基地のない神奈川をめざす民衆共闘会議(泉央共闘会議)
- ◆ 神奈川平和運動センター(平和運動センター)
- ◆ 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議(全国爆音訴訟原告団)
- * 全国爆音訴訟原告団は、「訴訟団が相互に共通する課題」について「統一行動」として取り組みます
- * 全国爆音訴訟原告団は、「平和フォーラム」とも連帯しています

以上